# 日本歯科大学生命歯学部動物実験規程

Regulations for Animal Experimentation

in The Nippon Dental University

School of Life Dentistry at Tokyo

# 日本歯科大学生命歯学部

The Nippon Dental University School of Life Dentistry at Tokyo

(平成27年10月1日)

目数		頁
第1章	総則	1
第2章	学長の責務	2
第3章	動物実験委員会	3
第4章	動物実験計画の立案、審査手続き等	4
第5章	施設等	5
第6章	自己点検、評価及び検証	6
第7章	情報公開	6
第8章	雑則	6
様式1	動物実験室設置承認申請書	7
様式2	動物実験室廃止届	9
様式3	日本歯科大学生命歯学部動物実験計画書	1 1
様式4	日本歯科大学生命歯学部動物実験計画書審査結果通知書	1 9
様式5	日本歯科大学生命歯学部動物実験変更・追加申請書	2 1
様式6	日本歯科大学生命歯学部動物実験履行結果報告書	2 3
様式 7	特殊動物飼養・保管申込み書	2 5

様式8	遺伝子組換え生物等の譲渡等(譲渡、提供及び委託)に係る情報の提供に関する調書	2 7
様式9	動物実験用研究機器持込許可願	2 9
様式 10	昆虫・魚類・両生類の研究または教育用飼養・保管届	3 1
様式 11-1	動物実験安全チェックリスト-微生物学的危険性	3 3
様式 11-2	動物実験安全チェックリス- 化学的危険性	3 5
様式 11-3	動物実験安全チェックリスト-物理的危険性	3 7
様式 12	動物実験証明書	3 9
様式2-1	動物実験の自己点検票	4 3
様式2-2	実験動物飼養保管状況の自己点検票	4 5

#### 日本歯科大学生命歯学部動物実験規程

制 定 平成 3年 4月 1日 改 正 平成 15年 11月 1日 平成 16年 7月 16日 平成 18年 7月 10日 平成 19年 4月 1日 平成 19年 8月 1日 平成 21年 4月 1日 平成 22年 4月 1日 平成 26年 4月 1日 平成 27年 10月 1日

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年日本学術会議。以下「ガイドライン」という。)、その他関係法令等に基づき、原則として日本歯科大学に所属する研究者等が動物実験等を計画し、実施する際の遵守事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物の福祉、環境保全並びに実験動物に携わる者の安全確保の観点から、適正な動物実験等の実施を図ることを目的として定めたものである。

#### (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 動物実験等:動物を研究又は教育、その他の科学上の利用に供することをいう。
  - (2) 施設等:実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・設備 (以下「飼養保管施設」といい、本学では生物科学施設とアイソトープ研究施設をい う。)及び動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
  - (3) 実験動物:動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含

む。)をいう。

- (4) 動物実験計画:動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 実験実施者:動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 実験責任者:実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者:学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者(本学においては生命 歯学部長をいう。)をいう。
- (8) 施設管理者:施設等を統括する者(本学においては共同利用研究センター所長をいう。)をいう。
- (9) 実験動物管理者:管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (10) 飼養保管施設等の責任者:飼養保管施設及び動物実験室の責任者をいう。
- (11) 飼養者:飼養保管施設等の責任者を補佐し、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 実験実施者等:実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。
- (13) 管理者等: 学長、管理者、施設管理者、実験動物管理者、飼養保管施設等の責任者、実験実施者及び飼養者をいう。
- (14) 指針等:動物実験等に関して行政機関の定める基本指針とガイドラインをいう。

#### (適用範囲)

- 第3条 この規程は、哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。
- 2 動物実験等を別の機関に委託等する場合は、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認すること。
- 3 両生類、魚類及び昆虫を用いて研究、教育を行う場合は、学長に届け出るものとす る。

#### 第2章 学長の責務

- 第4条 学長は、生命歯学部等で実施されるすべての動物実験等の実施等に関して最終的な責任を負う。
- 2 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備する。
- 3 学長は、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、実験実施者等の関係者を教育 するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図る。

- 4 学長は、法、基本指針、飼養保管基準及び関係法令等の規定を踏まえ、動物実験 施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規 程を策定する。
- 5 学長は、動物実験等の開始前に実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物 実験計画について、動物実験委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下す る。
- 6 学長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、 必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じる。

#### 第3章 動物実験委員会

(設置)

第5条 生命歯学部に、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の責務)

- 第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に報告する。
  - (1) 実験責任者が申請した動物実験計画に関すること。
  - (2) 動物実験責任者自己点検報告書及び動物実験履行結果報告書に関すること。
  - (3) 施設等の定期調査に関すること。
  - (4) 施設等及び実験動物の飼養・保管状況に関すること。
  - (5) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (6) 自己点検・評価に関すること。
  - (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

- 第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
  - (3) その他学識経験を有する者 若干名
- 2 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の委員は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は委員の過半数の出席(委任状を含む。)によって成立し、出席数の過半数により議決を行う。ただし、可否同数の場合は議長がこれを定める。
- 5 委員長及び委員は自らが実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはなら

ない。

- 6 委員は動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 7 委員長は学長が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 8 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 10 委員長は必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、発言させることができる。
- 11 委員長は委員会の審議に基づいて、実験計画の変更を勧告することができる。

(記録)

- 第8条 委員会において審議された内容は、議事録として記録し、保存しなければならない。
- 2 委員会の事務は、委員会で行う。

第4章 動物実験計画の立案、審査手続き等

(動物実験計画の立案等)

- 第9条 実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合には、基本指針、飼養保管基準、ガイドライン等を踏まえて、必要な事項を動物実験計画書に記入し、学長に申請して、その実施の承認を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により実験責任者から計画書の提出があったときは、委員会に 審査を付議し、その議に基づき、当該動物実験計画の承認の可否を決定するものと する。
- 3 学長は、前項の決定を行ったときは、実験責任者に通知するものとする。
- 4 実験責任者は学長の承認が得られた後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(動物実験計画の変更)

第10条 前条の規定は、動物実験計画を変更しようとする場合についても準用する。

(動物実験等の中止又は終了の報告)

第11条 実験責任者は、動物実験等を中止し、又は終了したときは、所定の様式により、 学長に報告しなければならない。 (実験操作)

- 第12条 実験責任者は、動物実験等の実施に当たっては、法、基本指針、飼養保管基準及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
  - (2) 第8条第1項の動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的又は化学的に危険な材料、ヒトの組織等、 病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び学 内の関連規程に従うこと。必要に応じて、動物実験安全チェックリストを提出すること。
  - (4) 動物実験等の実施に必要な実験手技等の習得に努めること。
  - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の要件)

第13条 飼養保管施設等の規程に則り、適切に維持管理された施設及び設備を用いて 実施すること。

(動物実験室の設置)

- 第14条 管理者は、飼養保管施設以外の動物実験室を設置、変更又は更新する場合には、動物実験室設置承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による承認を受けた動物実験室でなければ、動物実験等を 行わせることができない。ただし、この場合においても一時保管による時間を含め48時 間を超えて行ってはならない。
- 3 学長は第1項の規定による申請があった場合には、委員会に審議を付託し、当該申請に係る動物実験室を調査させ、その助言により、承認するか否かの決定を行い、管理者に通知するものとする。

(動物実験室の要件)

- 第15条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
  - (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
  - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(動物実験室の維持管理及び改善)

第16条 管理者は実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な動物実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

(動物実験室の廃止)

- 第17条 管理者は、動物実験室を廃止する場合には、動物実験室廃止届により学長に届け出るものとする。
- 2 管理者は、動物実験室を廃止する場合には、必要に応じて、実験責任者と協力し、 保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 自己点検、評価及び検証

- 第18条 学長は、委員会に、指針等及びこの規程への適合性について、定期的に点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行わせるものとする。
- 2 委員会は、動物実験等の実施及び実験動物の飼養・保管状況等に関する自己点 検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、施設管理者及び実験実施者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努める ものとする。

第7章 情報公開

第19条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する情報を原則として毎年 1 回 公表するものとする。

第8章 雑 則

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、動物実験委員会の議を経て学長が決定する。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、本学における動物実験等に関し必要な事項は動物実験委員会の議を経て、学長が定める。

## 動物実験室設置承認申請書

日本歯科大学 学長 殿

生命歯学部長 氏 名

印

「日本歯科大学生命歯学部動物実験規程」第5章の規定に基づき、下記の通り申請します。

申請年月日 20 年 月 日	受付年月日	3 20 年 月 日 受付番号						
1. 動物実験室の名称								
	〈動物実験室管理者〉(例:講座主任者等)							
2. 動物実験室の管理体制	所属	職階						
	氏名	連絡先						
	1) 動物	実験室の面積:( m²)						
	2) 実験に	こ使用する実験動物種:						
	3) 実験設備 (特殊装置の有無等)							
3. 動物実験室の概要								
	4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など)							
	4/ 処た例止水 (削至の有無、窓や排水口の封頼など)							
	5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策							
	調査月日	: 20 年 月 日						
	意見等							
	調査結果	□ 申請された動物実験室は「日本歯科大	·学生命歯学					
4. 動物委員会記入欄	N/G TE/I E/I	部動物実験規程」に適合する。	1 2.14 11					
		(条件等 □ 改善後、使用開始するご	と。)					
		□ 申請された動物実験室は規程に適合し	たい。					
	動物実験	委員会委員長	印					
	承認: 20	) 年 月 日						
5. 学長承認欄	本申請を	承認・却下します。						
		学長	印					

- 添付資料 1)動物実験室の位置を示す平面図 2)動物実験室の平面図

# 動物実験室廃止届

日本歯科大学学長 殿

生命歯学部長

氏 名

印

「日本歯科大学生命歯学部動物実験規程」第5章の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

1. 廃止する動物実験室の名称	設置承	認番	号 (				)	
2. 動物実験室管理者	所属 氏名					職階連絡先		
3. 廃止年月日	20	)	年	月		日		
4. 廃止後の利用予定								
5. 特記事項								
	20	年	J	]	日			
6. 動物委員会記入欄	意見等	•						
	動物実	験委	員会委	員長				印
	20	年	J	]	目			
7. 学長記入欄				学	長			印

20 年 月 日

# 日本歯科大学生命歯学部動物実験計画書

整理番号

承認番号

「日本歯科大学生命歯学部動物実験規程」を遵守し、適正な動物実験を行うこと。ならびに、「日本歯科大学生命歯学部実験動物施設規程」を遵守し、適正に飼養保管すること。

日本歯科大学生命歯学部

動物実験委員会

									93 1/4	_ ,	<i>/ / / /</i>	` _
	□ 新規 (継続の場合は様式5のみ提出)											
申請の種類	□変更	(承認番号		)	(動物)	実験計画	書内の変見	更箇所には	アンダー	ライン	/を引くこ。	<u>L</u> )
	変更事項:											
実験計画	□研究	□教育		その他(								)
の種類	L11/1 7L	□牧月										,
課題												
目的												
実 験 責 任 者	氏名				所属 職階				連絡先 内線番号			
	e-mail											
	動物実験の	経験	□有		無	教育	訓練の	経歴		有		無
	氏名											
実験	氏名											
実施者	氏名											
	氏名											
	氏名								1			
実験実施期間	20 年	月日	∃~20	年	月	日	中止	・終了	20	年	月	目
計 画と方 法	(審査を適正に	行うため、「実験	<b>策方法」、「</b> 言	店痛軽減•	排除の	)方法」等	と整合性を	持たせ具	体的に記	上入し	てください	。)

所属長の承認	[氏名 印]の承認を得ています。											
	動	物種	系	統	性別	匹数	微生物学的品質	入	手	先	備考	
使 用 動 物												
<b>安</b> 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安		上州利兰北		マカル、、	→° TT. 75±±	左⇒几 ┌	フスのW (				```	
実験実施場所		上物科学施					こその他(	<b>—</b> 1. 11	1.8		)	
	<b>&amp;</b> ⇒	<b>老 坦 訳</b>									モット室	
飼 養 環 境	即	養場所	<ul><li>□イヌ室</li><li>□その他</li></ul>		<b></b> 弦樂美源	至	□アイソトープ研究	七他彰	[ 野  牧	即官	) )	
即 俊 垛 况	ケー	ージサイズ	· ·		□ c		d □ その他	(			)	
		又容条件										
		1. 行動観	察									
		□ 2. 試料投与(化学発がん物質、毒性化学物質を除く)										
		3. 材料採取										
		4. 外科的処置										
		5. 遺伝·	育種実験									
実 験 方 法		6. 感染実験 バイオセーフティーレベル分類: □BSL1、□BSL2 (様式 11-1 を提出)										
		7. 発がん実験										
		8. 発がん物質・毒性化学物質使用(様式 11-2 を提出)										
		9. ラジオアイソトープ・放射線実験(様式 11-3 を提出)										
		10. 遺伝	子組換え実	葉験(準ず	る実験を	を含む)	区分:□P1A					
		□ 11. その他 (具体的に記入):										
想定される		□ B. 動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験										
苦 痛 のカテゴリー		C. 動物に	対して軽視	敚なストレ	スまたに	は痛み(知	豆時間持続性)を伴う	と思え	つれる	実懸	È	
(SCAW カテゴリー		D. 動物に	対して回過	壁できない	↑重度の	)ストレス	又は痛みを伴うと思	われ	る実験	倹		
分類を参照のこと)		E. 無麻酔	下の動物に	耐え得る降	限界に近	い、又は	それ以上の痛みを与え	えると月	思われ	る実	験	
	苦罪	角のカテゴリ	ーが D 又	はEの場	<b></b>	道的エン	/ドポイントを適用		する		しない	
人道的エンド												
ポイントの適用												
٠ ١٠ جمل ملي ملي		1. 麻酔薬	や鎮痛剤	等の投与	および	吸入	薬剤名:					
苦痛軽減と		投与量:					方 法:					
排除の方法		2. その他	(具体的に	二記入):								

		1. 麻酔薬等の投与および吸入	薬剤名:						
少水玉が墨の		投与量:	方 法:						
安楽死処置の		2. 炭酸ガス							
方法		3. 中枢破壊(具体的に記入):	法						
		4. その他(具体的に記入):							
動物実験を		1. 検討したが、動物実験に替わる手段がな	たかった。						
必要とする		2. 検討した代替手段の精度が不十分だった	t						
理由		3. その他:							
その他必要									
又は参考事項									
	審	查終了:20 年 月 日							
	意	見等							
動物実験		□ 本実験計画は、「日本歯科大学	学生命歯学部動物実験規程」に適合する。						
動物	(条件等 □ 遺伝子組換え実験安全委員会、□病原体等安全								
安良云配八條	名	審査 委員会又は、□倫理審査委員会への届出書類又は同委員会の承記							
	糸	吉果 み書類を添付すること)							
		□ 修正を要する。							
		□ 本実験計画は、上記の規程に	適合しない。						
	動物実験委員会委員長 印								
	3971		T14						
	2	20 年 月 日							
学長決裁	7	本実験計画を 承 認 ・ 却 下 します。							
		学 長	印						

#### 「日本歯科大学生命歯学部動物実験計画書(様式 3)」の記入方法

- 1. ワープロ等を使用するか楷書で記入する。記入にあたっては略語の使用を避け、略語を使用する場合には最初は略さずに記載する。
- 2. 組換え動物実験の場合は、まず遺伝子組換え実験計画について遺伝子組換え実験安全委員会に申請し、承認された計画書の写しを動物実験計画書に添付する。ABSL2 に属する病原体等を用いる実験の場合は生命歯学部病原体等安全管理規程に則り、「BSL 実験室及び実習室(乙種)使用届け」を生命歯学部長に提出して承認を得、その写しを動物実験計画書に添付する。といの細胞を用いる実験の場合は、日本歯科大学生命歯学部倫理委員会で承認された旨を示す審査結果通知書を動物実験計画書に添付する。さらに、有害化学物質の取扱いに関しては、国立大学法人動物実験施設協議会・環境保全委員会が作成した「動物実験施設等で使用する有害化学物質の取り扱いについて(特定化学物質)」に準拠する。

#### 3. 提出年月日

動物実験計画書の提出年月日を記入する。

4. 整理番号および承認番号

記入しない。

5. 申請の種類

該当する□に印を付す。継続については、動物実験変更・追加申請書(様式 5)を「実験期間の変更」として、期間満了となる1か月前までに提出すること(使用匹数・実験内容に変更がない場合に限る)。変更に印を付した場合は、承認番号を記入し、変更事項を記入する。さらに、動物実験計画書内の変更箇所にはアンダーラインを引く。別途、動物実験変更・追加申請書(様式 5)の「その他の変更」に変更事項を記入するとともに変更を必要とする理由を記入して提出する

6. 実験計画の種類

該当する□に印を付す。その他に印を付した場合は、その内容を具体的に記入する。

7. 課題

動物実験を包含する大枠のテーマを記入する。

8. 目的

上記の課題の中で、動物実験の占める意義あるいは研究又は教育全体に動物実験が果す役割について、具体的に記入する。動物実験を行う理由や動物実験で得られるであろう結果に何を期待しているかを端的に記入する必要がある。

9. 実験責任者

動物実験計画に関わる業務を統括する者をいう。動物実験の経験や教育訓練の経歴の有無を選択する。

10. 実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。実験責任者は実験実施者に含まれるので、本欄に記入する必要はない。

#### 11. 実験実施期間

実験実施期間は最長2年とする。但し、実験開始日は動物実験計画書が承認された年月日以降となる。同じ実験責任者が同じ研究又は教育を継続する場合には、期間満了となる1か月前までに、動物実験変更・追加申請書(様式5)を提出しなければならない。実験実施期間(最長2年)の適正な動物使用匹数については最初の実験計画書申請時に審査されるので、その上で継続による実験実施期間の変更が必要となった時は、使用匹数・実験内容に変更がない場合に限り、終了予定日を変更できることとする。但し、承認された実験開始日から5年以内とする。

#### 12. 中止 · 終了

記入しない。実験を中止・終了したときは所定の動物実験履行結果報告書(様式 6)と動物実験の自己点検票(様式 2-1)を提出する。

#### 13. 計画と方法

具体的な実験処置の内容、動物の反応等を時間の経過とともに予測しながら記入する。実験処置によって動物が受ける苦痛を推測できるように記述する。実験に使用する匹数を計算できるように実験群等を明記する。さらに、下欄の「実験方法」、「想定される苦痛のカテゴリー」、「人道的エンドポイントの適用」、「苦痛軽減と排除の方法」、「安楽死処置の方法」等と整合性をもたせて具体的に記入する。この項目は、「実験責任者が動物実験をどのように捉え、精度のある動物実験を実施するであろうか」を判断するための資料として、動物実験委員会が審査の際に最も注目する項目の1つであることを留意されたい。

#### 14. 所属長の承認

所属長の印をもらうこと。

#### 15. 使用動物

備考欄には、入手先と生産者が異なる場合等の特記・参考事項を記入する。

#### 16. 実験実施場所

該当場所の□に印を付す。

#### 17. 飼養環境

実験動物の飼養場所、個別飼養か群飼養か、群飼養の場合の1ケージ当たりの匹数を記入する。ケージサイズは、動物サイズによって基準に従って選択する。 a:W238×D372×H216mm(SPF マウス・ラット室で飼養する場合)、b:W175×D245×H125mm(組換え動物室のアイソレーター用[マウス])、c:W220×D320×H135mm(感染実験室のマウス用)、d:W270×D440×H187mm(感染実験室のラット用)又はその他(生物科学施設でウサギやモルモットを、また、アイソトープ研究施設でマウスやラットを飼養する場合等)を選択する。その他を選択した場合は、具体的なケージサイズを記入する。

#### 18. 実験方法

実験方法を選択(複数可)して□に印を付す。感染実験の場合は、病原体のバイオセーフティレベル 分類(BSL1、BSL2のいずれか1つ)を記入し、様式 11-1 動物実験安全チェックリストー微生物学的危険 性を別途提出する。発がん実験および発がん物質・毒性化学物質使用の場合は、学内専用サイト(動 物実験委員会)で公開されている有害物質の定義を参照し、様式 11-2 動物実験安全チェックリストー 化学的危険性を別途提出する。実験に物理的刺激(光、音[振動]、熱、電気、放射線[含:ラジオアイ ソトープ]など)を使用する場合は、様式 11-3 動物実験安全チェックリストー物理的危険性を別途提出 する。

#### 19. 想定される苦痛のカテゴリー

学内専用サイト(動物実験委員会)で公開されている苦痛度検索表を参考にして苦痛の程度を選択 (複数不可)し、□に印を付す。D 又は E を選択した場合、動物実験の必要性や代替手段の有無の検 討過程等について、説明を求められることがあるので留意されたい。

#### 20. 人道的エンドポイントの適用

想定される苦痛のカテゴリーがD又はEの場合は、人道的エンドポイントを適用する又はしないを選択する。人道的エンドポイントとして実験時に実施する内容とその実施のタイミングを明記する。また、適用しない場合には、動物の愛護と福祉への配慮をどうするか説明する。

人道的エンドポイントは、実験動物を苦痛から開放するために実験者が能動的に実験を打ち切るタイミングであり、動物実験は安楽死処置をもって終了することを原則とする。適用の目安として、食餌・摂水困難、苦悶の症状(自傷行為、呼吸障害、鳴き声など)、急激な体重減少(数日間で20%以上)、腫瘍のサイズの著しい増大(体重の10%以上)等があり、人道的エンドポイントとして適切な処置の設定が求められる。

#### 21. 苦痛軽減・排除の方法

薬剤名・投与量・方法等を具体的に記入する。「計画と方法」、「想定される苦痛のカテゴリー」との整合性に留意すること。薬剤名は一般名で記入し、投与量は体重当たりの投与量を記入する。

#### 22. 安楽死処置の方法

安楽死させる場合、その方法を選択して□に印を付し、薬剤名・投与量・方法等を記入する。 安楽死させない場合は、4のその他の欄にその理由を記入する。

#### 23. 動物実験を必要とする理由

□に印を付して選択する(複数可)。他の実験方法あるいは代替手段では、研究の目的が達成できないことを念頭において選択すること。

#### 24. その他必要または参考事項

以上の「各欄」に該当しない事項や、補足事項等があれば記入する。

#### 25. 動物実験委員会記入欄

記入しない

#### 26. 学長決裁

記入しない

※記入に関して不明な点がありましたら、生物科学施設(内線2276)まで問い合わせて下さい。

#### 苦痛度検索表 1

分 類	処 置	苦痛度
個体識別	色素塗布	В
	毛刈り	В
	耳パンチ/耳カット	В
	耳ピアス/タグ/イヤリング	В
	入墨	В
	マイクロチップ (IC チップ)	В
保 定	(持続時間により苦痛度が	変わる)
	用手	В
	筒状マーモセット保定器	С
	ボールマンケージ	С
	モンキーチェアー	С
制限	2,3 日で体重が 20%以上減少	少した
	場合は直ちに中止	
	給餌(半日以上1日以内)	С
	給餌(1日以上)	D
	給水(2時間以上半日以內)	С
	給水(半日以上)	D
身体測定	体重•体格測定	В
(無麻酔)	体温測定	В
	握力測定	В
	運動量測定(強制せず)	В
	行動観察	В
	(自発的レバー押し含む)	D
	脳波測定	В
	超音波エコー	В
身体測定	血圧測定	В
(麻酔下)	心電図検査	В
	MRI	В
	CT	В
	PET	В
	超音波エコー	В
採血·採材	静脈(単回)	В
(無麻酔)	動脈(単回)	В
	静脈(経時的)	С
	眼窩静脈叢(無麻酔が必要	С
	な理由を明記すること)	C
	腹水	В
	採尿	В
	採糞	В
	被毛	В
	毛根	В
	皮膚バイオプシー	В
	精液	В
	テールカット	С

分 類	処 置	苦痛度
採血·採材	静脈(単回)	В
(麻酔下)	眼窩静脈叢	В
	心臓	С
	留置カテーテル	В
	採尿	В
	テールカット	В
投 与	吸入	В
(無麻酔)	点鼻	В
	経口	В
	経口(胃ゾンデ/カテーテル)	В
	経皮(パッチ/経粘膜)	В
	皮内	В
	皮下	В
	筋肉内	В
	静脈内	В
	動脈内	В
	腹腔内	В
	直腸内	В
	フットパッド内	С
	混餌	В
	飲水溶解/懸濁	В
投 与	点鼻•経鼻	В
(麻酔下)	気管内	В
	静脈内	В
	眼球内	С
	脳または脊髄内	С
	脳室内	С
	門脈内	С
	消化管内	С
最終処分	頸椎脱臼(要トレーニング)	В
(無麻酔)	断頭(保定と切れるブレード)	В
	炭酸ガス(ボンベより)	В
	安楽死処置として認められ	В
	たその他のガス	5
	麻酔薬の過剰投与	В
最終処分	放血	В
(麻酔下)	全採血	В
	断頭	В

#### 苦痛度検索表 2

分 類	処 置	苦痛度
手術·移植	気管内挿管	В
	カテーテル/ポンプ留置	С
	動脈内カニュレーション	С
	静脈内カニュレーション	С
	脳内カニュレーション	С
	バルーンカテーテル	С
	動脈結紮(深部)	С
	静脈結紮(深部)	С
	精管結紮	С
	卵管結紮	С
	採卵	С
	胚移植	С
	卵巣移植	С
	精巣内細胞移植	С
	皮下移植	В
	静脈内移植	В
	腹腔内移植	В
	臓器内移植	С
	臓器移植	D
	X線照射(骨髄の機能破壊)	D
	X線照射(免疫抑制)	С
	テレメトリー埋込み	С
	電極埋込み	С
	電気刺激	В
	帝王切開	С
	新生仔蘇生	В
	人工保育/里子	В

分 類	処 置	苦痛度
疾患モデル	最大限の病態が得られることを前	7提とする
	心筋梗塞•虚血	D
	脳梗塞·虚血	D
	脊髄損傷	D
	末梢神経損傷	D
	末梢神経変性	D
	パーキンソン病	D
	認知症	С
	自己免疫疾患	D
	肥満	С
	糖尿病	D
	高血圧症	D
	(脳卒中モデルを含む)	D
	筋ジストロフィー	D
	嘔吐	С
	担がん	D
	プリオン病	D
薬理毒性	テールフリッキング	С
	ホットプレート	С
	単回投与毒性	D
	反復投与毒性	D
	生殖発生毒性	С
	がん原性	D
腫 瘍	発癌(最大限の病態が前提)	D
	薬剤投与(副作用による	В/С
	苦痛度が異なる)	Б/ С
感染•寄生	顕性(致死を含む)	D
	不顕性	С
	抗体作成(アナフィラキシ	С
	ーショックを回避)	

#### SCAW のカテゴリー分類

苦痛度A:生物個体を用いない実験あるいは細菌、原虫などを用いる実験(審査の対象外)

苦痛度B:動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験

苦痛度C:動物に対して軽微なストレスあるいは痛み(短時間持続)を伴う実験

苦痛度D:避けることのできない重度のストレスや痛み(長時間持続)を伴う実験

苦痛度E:無麻酔の意識ある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ 以上の痛みを与えるような処置

\*財団法人実験動物中央研究所動物実験委員会の動物実験計画書審査要領より、本表を引用した。 示されている苦痛度は、それぞれの処置に関して技術を習得した者が実施した場合を前提としている。

# 日本歯科大学生命歯学部動物実験計画書 審査結果通知書

所 属						
	殿					
			日本	大 強	南科大学	
			学	長		印
貴殿の動物実験計画書(整理番号					)の審査結果が <sup>-</sup>	下記のように
決定致しました。						
į	承認	•	却下			
貴殿の動物実験計画書の承認番号は	ţ				です	- 0

20 年 月 日

# 日本歯科大学生命歯学部動物実験変更 • 追加申請書

$\Box$	本	44	<b>1</b>	$\perp$	714	714	Ħ	見几
Н	212	<del>         </del>	九斗	Λ	7	7	10	<b>₩</b> ∀

日本歯科大学学長殿		
	所属	
	実験責任者 即	-
	内線	_
承認番号	_の動物実験計画を下記の通り、変更・追加した	<.
申請いたします。		
	電子 電子 電子 こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう	

- 1. 変更・追加事項
  - 1) 実験実施者の変更・追加
  - 2) 実験動物の性別の変更
  - 3) 飼養保管施設・動物実験室の変更
  - 4) 実験実施期間の変更\*

終了予定 20 年 月 日(承認済みの開始日から5年以内)

- \* 使用匹数・実験内容に変更がない場合に限る。
- 5) その他の変更\*\*
  - \*\* 実験動物の種・系統の変更、匹数を増加する場合等は、別途変更箇所を明記した動物実験計画 書(様式3)を再提出し、動物実験委員会の審査を受けること。
- 2. 変更•追加理由

「日本歯科大学生命歯学部動物実験変更・追加申請書(様式 5)」の記入方法

- 1. 実験実施期間途中の実験実施者の変更・追加、実験動物の性別の変更、飼養保管施設・動物実験室の変更、あるいは実験実施期間の変更(継続)の場合に申請し、学長の承認を得る。
- 2. その他の変更(実験動物の種・系統の変更、実験動物の匹数の増加等)が必要な場合は、動物実験変更・追加申請書(様式 5)とともに変更箇所を明記した動物実験計画書(様式 3)を再提出し、動物実験委員会の審査を受ける。変更箇所が膨大である場合には、新規の動物実験計画書(様式 3)として申請を求められることもある。

#### 3. 提出年月日

動物実験変更・追加申請書の提出年月日を記入する。

4. 所属·実験責任者·内線

実験責任者の所属名、氏名、内線番号を記入し、押印する。

5. 承認番号

実験計画書の承認番号を記入する。

#### 6. 変更・追加事項

1)実験実施者の変更・追加、2)実験動物の性別の変更、3)飼養保管施設・動物実験室の変更について記入する。但し、異なる飼養保管施設間の実験動物の移動はできない。4)実験実施期間の変更は、終了予定日を記入する。使用匹数・実験内容に変更がない場合に限り、承認された実験開始日から5年以内であれば終了予定日を変更できる。5年を超えて実験を継続する場合には、新規の動物実験計画書(様式3)を再提出する必要がある。5)その他の変更は、実験動物の種・系統の変更、実験動物の匹数の増加等の実験内容に関わる変更事項について記入し、別途変更箇所を明記した動物実験計画書(様式3)を再提出し、動物実験委員会の審査を受ける。

#### 7. 変更•追加理由

変更・追加を必要とする理由について具体的に記入する。

# 日本歯科大学生命歯学部動物実験履行結果報告書

日本歯科大学学長殿

所属:	内線:	E-mail:	
	実験責任者氏	元名:	印

動物実験規程に基づき、下記の通り報告します。

承認番号				
研究課題				
実験実施期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日			
実験の結果	□ 計画通り実施 □ 一部変更して実施* □ 中止			
(該当項目にチェ	結果の概要:			
ックし、その概要				
を簡潔に記述)				
	例:雑誌、論文、図書等は、著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行等、頁、出版社名を記入する。			
成果				
(予定を含む)				
得られた業績				
	総申請匹数:			
使用動物				
種•系統•匹数	総使用匹数:			
特記事項				
14107 ×				
受理日20 年 月 日				
日本歯科大学学長	印			

\*:変更届が提出されていること

様式 7 <u>承認番号</u> 20 年 月 日

# 特殊動物飼養・保管申込み書

日本歯科大学学長 殿

所属	
実験責任者	印
内 線	

下記の動物を日本歯科大学生命歯学部生物科学施設内で飼養・保管致したく、よろしくお願い致します。

動物種•系統名	
規格•匹数	
生産者	
入手先	
搬送方法	
搬入日時	
検疫証明書	
飼養•保管期間	

20	年	月	日

遺伝子組換え生物等の譲渡等(譲渡、提供及び委託)に係る情報の提供に関する調書

日本歯科大学 学長 殿

譲渡者	所	属:
	職	階:
	氏	名:
	ТЕ	L :
	F A	X:
	E-m	nail:

私は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」と「日本歯科大学 生命歯学部動物実験規程」を遵守し、私の責任において以下のように遺伝子組換え動物を譲渡等致します。

1.	相手方への情報提供方法				
	□ 文書 □ 容器への表示	□ 包装への表示	☐ FAX	□ 電子メ	ール
	□ その他 (			)	
2.	運搬容器の種類・運搬方法				
	1次容器:				
	2 次容器:				
	運搬方法:				
3.	相手方の所属・職階・氏名・連絡先等				
	機関名:				
	所属•職階•氏名:				
	連絡先:				
	住 所:				
	TEL:				
	FAX:				
	E-mail:				
4.	譲渡等する遺伝子組換え動物				
	種 類		\\\\	雄:	匹
	名 称:		匹数:	雌:	匹
5.	譲渡等する動物				
	動物宇驗計画書承刼釆早				

動 物 実 験 計 画 書 承 認 番 号: 遺伝子組換え実験 届出・承認 番号:

## 動物実験用研究機器持込許可願

動物実験委員会委員長殿

所 属	
実験責任者	印
内 線	

20

下記の研究機器使用のため、日本歯科大学生命歯学部生物科学施設への持ち込みの 許可をお願いします。

H 1 2 4 - 1/3/X 1 0 0 1	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
研究課題	
研究機器	名 称
4月 7117交布计	規格·個数
研究機器の 使用目的	研究課題、研究内容と照合させて具体的にお書きください。
使用期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

<sup>\*</sup> 施設の内容に適合しない場合や実験計画書で承認されたレベル以上の苦痛が予測される場合は ご遠慮願います。

20 年 月 日

# 昆虫・魚類・両生類の研究または教育用飼養・保管届

### 日本歯科大学学長殿

所 属	
実験責任者	印
内 線	

下記の動物を日本歯科大学生命歯学部生物科学施設にて飼養・保管いたしたく、お届けいたします。

- 1 - 7 Д - 7 - 7 - 2 - 3 - 7 - 0	
課題	
目的	
動物種·系統 名	
規格·匹数	
飼養・保管の目的	研究 教育 (該当するものに○を付けて下さい)
飼養·保管場所	
飼養·保管期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
入手先	
搬入日	20 年 月 日
検疫証明書	要 不要(該当するものに○を付けてください)

## 動物実験安全チェックリストー微生物学的危険性

所属			連絡先	TEL
実験責任者氏名				e-mail
承認番号				
研究課題名				
実験責任者氏名				
実 験 期 間	平成 年	月日~平	区成 年	月日
使用する動物の種類・	系統•匹数			
使用する病原体等の名	称			
微生物のレベル *				
使用する消毒薬				
接種方法				
病原体等の臓器分布				
病原体等の排出部位				
使用時の病原体の状態	□通常 □不	活化	□弱毒化	
病原体の安全度 **		□安全度 1	□安全度	2
防護策		□手袋の着用 □その他:	□マス	クの着用 □防護メガネの着用
次の場合に予想される	症状と処置			
①当該動物の便、尿、 付着または眼に入った				流水等で洗い流し、消毒する 状とその処置方法)
②当該動物の毛等を® 場合	ひい込んだ			×等でうがいする 状とその処置方法)
③当該動物に咬まれた			,	流水等で洗い流し、消毒する 状とその処置方法)

\*微生物のレベルは、生命歯学部病原体等安全管理規程における病源体等の BSL 分類を参照すること。 \*\* 病原体の安全度は、国立大学法人動物実験施設協議会(2001年改定)による感染動物実験における 安全度分類(通常の状態での安全度)を参照とすること。なお、安全度 3 および 4 に該当する病原体は使用できない。

# 動物実験安全チェックリストー化学的危険性

所属			連絡先	TEL e-mail
実験責任者氏名				I
承 認 番 号				
研究課題名				
実験責任者氏名				
実 験 期 間	平成	年 月 日~	平成	年 月 日
使用する動物の種類・系統	・匹数			
使用する化学物質				
種 類				
化合物名				
投与方法		□胃ゾンデ □塗布 □その他	□給水瓶	□飼料に混入 □注射
数 量		1回又は1匹当	たり使用量	<b>基</b>
ヒト、動物及び周辺環境へ(使用物質の一般毒性、病 発癌性等の概要)		総使用量 □揮発性 □ □催奇形性 □その他	可燃性	□吸入毒性 □皮膚毒性
動物死体、廃棄物等の処理	里方法			
防護策		□手袋着用 □化学物質対 □その他		着用 □防護メガネ着用 計用
次の場合の処置方法				
①皮膚に付着または 眼に入った場合		□流水で流す □その他	□医師	iの診療を受ける
②エアロゾルを吸入した場	<del></del> 合	<ul><li>□水でうがいす</li><li>□その他</li></ul>	├る □ □	医師の診察を受ける
③誤飲した場合		□量の多少に; □その他	かかわらす	ト、医師の診察を受ける

#### 【別表】投与する有害物質

- (1)シアン化合物
- (2)アルキル水銀
- (3)有機リン(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。)
- (4)カドミウム
- (5)鉛
- (6)クロム
- (7)ヒ素
- (8)総水銀
- (9) PCB
- (10) 芳香族炭化水素
- (11) 芳香族アミン及びニトロ化合物
- (12) 芳香族アゾ化合物及びそれらの複素環式同族類
- (13) 複素環式化合物
- (14)ニトロソ化合物を含む脂肪族化合物
- (15)無機物質で、次に掲げるもの
- イ ベリリウム
- ロニッケル
- ハコバルト
- ニアスベスト

上記に定める以外は、特定化学物質障害予防規則(厚生労働省令) (http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000039.html)を参照のこと。

# 動物実験安全チェックリストー物理的危険性

所 属			連絡先	TEL
				e-mail
実験責任者氏名				
承 認 番 号				
研究課題名				
実験責任者氏名				
実 験 期 間	平成 年	月日~平	区成 年	月日
使用する動物の種類・	系統•匹数			
物理的刺激の名称と量	Ĺ			
□光		量:		
□音(振動)		量:		
□熱		量:		
□電気		量:		
□放射線(含:ラジオア	イソトープ)	量:		
□その他:		量:		
防護策		□手袋着用 □その他	□耳栓着	f用 □防護メガネ着用
危険発生時の処置と対	忧	□医師の診療 □その他	を受ける	

# 動物実験証明書

1 実験責任者

(所属・職階)

(氏 名)

#### 実験者

(所属・職階)

(氏 名)

- 2 研究課題
- 3 承認番号

上記の動物実験計画は、日本歯科大学生命歯学部における動物実験委員会の審査を受け、日本歯科大学生命歯学部動物実験規程及び関係法規等に適合したものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本歯科大学学長

(公 印)

(\*原本を交付し、写しを保管する)

The Nippon Dental University School of Life Dentistry at Tokyo 1-9-20 Fujimi, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8159 **JAPAN** 

Tel: +81-3-3261-8311

## **CERTIFICATE**

Date: Principal investigator: Department: Title: Name: Responsible investigator: Department: Title: Name: Project title: Approval No.: This is to certify that the above mentioned project has been approved by the Animal

Experiments Committee of The Nippon Dental University School of Life Dentistry at Tokyo.

学長署名

(学長名)

President, The Nippon Dental University

School of Life Dentistry at Tokyo

(\*原本を交付し、写しを保管する。)

年 月 日

### 動物実験の自己点検票

日本歯科大学生命歯学部動物実験規程に基づき、動物実験実施状況を自己点検・評価し、以下の通り報告します。

動物実験責任者	氏名:			印	所属:			
実験計画承認番号								
研究課題								
実験実施期間	20	年	月	日	$\sim$ 20	年	月	目

	点検項目	点検結果	備考
1	実験は計画書に記載した場所で実施したか?	☐ Yes ☐ No	
2	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術(開胸術、開腹術、 開頭術など)は専用の手術室で実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
3	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術(開胸術、開腹術、 開頭術など) は無菌的に実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
4	侵襲性の高い大規模存命手術(開胸術、開腹術、開頭術など)は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
5	麻酔および鎮痛処置を実施したか?	☐ Yes ☐ No	鎮痛、麻酔薬名:
6	存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理(術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など) を実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
7	苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
8	計画書に記載した安楽死法を採用したか?	☐ Yes ☐ No	安楽死法:
9	実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置(安楽死も含む)を実施したか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
10	動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病(アレルギーを含む)の罹患はあったか?	☐ Yes ☐ No	傷害、疾病名:

- 各項目で No をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目5,8,10でYesをチェックした場合は、備考欄に具体的な名称等を記入すること

# 実験動物飼養保管状況の自己点検票

飼養保管施設の名称		
管理者氏名 (部局の長)		
実験動物管理者氏名		
飼養者(人数)		名
飼養保管動物種および数	動物種:	飼養数*1:
点検実施日および実施者	実施日:	実施者**2:

点検項目		点検結果	備考
	適切な給餌・給水が実施されているか?	☐ Yes ☐ No	
	生理、生態、習性等に応じ、必要 な健康の管理がなされているか?	☐ Yes ☐ No	
飼養	種類、習性等を考慮した飼養又は 保管を行うための環境の確保はさ れているか?	☐ Yes ☐ No	
保管の	実験目的以外の傷害や疾病の発生 予防措置、発生時の治療等が実施 されているか?	☐ Yes ☐ No	
方法	動物の導入時に検疫、隔離飼育等を実施しているか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
	飼育環境への順化、順応を図っているか?	☐ Yes ☐ No	
	異種動物の同一飼育室での飼育、 複数個体の同一ケージでの飼育の 際、組合せに配慮しているか?	□ Yes □ No □ 該当せず	
施設の	飼育ケージは、動物が自然な姿勢 で日常的な動作を行える大きさを 有するか?	☐ Yes ☐ No	
構造等	飼育室の温度、湿度、換気、照度 は、動物に過度のストレスがかか らない範囲にあるか?	☐ Yes ☐ No	

<sup>※1</sup> 飼養数は点検実施日の数とする。

<sup>※2</sup> 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

		1	
	飼育室、飼育装置の等の床、内壁、		
	天井は清掃や衛生状態の維持が容	☐ Yes ☐ No	
	易な構造を有しているか?		
	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動		
	物が傷害を受けるおそれはない	☐ Yes ☐ No	
	カッ?	110	
	飼養保管の方法、廃棄物処理の方		
	法、逸走時や緊急時の対応、その		
教	他の飼養保管施設での具体的な作	☐ Yes ☐ No	
育	業手順等を記載したマニュアル等	I NO	
訓	が整備されているか?		
練	マニュアル等による動物実験従事		
	者や飼養者への教育を実施してい	☐ Yes	
	るか?	□ No	
生	動物死体および汚物の保管、処理	□ Yes	
活	は適切に行われているか?	□ No	
環	施設は常に清潔に保たれている	□ Yes	
境	カ・?	□ No	
0)	五白 取立 (忠上然の水上) z 1 10		
保	悪臭、騒音、害虫等の発生により、	☐ Yes ☐ No	
全	施設周辺からの苦情はないか?	I NO	
	飼育室や飼育装置は、動物が逸走		
	しない構造及び強度を有している	☐ Yes ☐ No	
	カッ?	I NO	
	関係者に、実験動物に由来する微		防護措置:
<i>t</i> .	生物感染、アレルギー、怪我に対		
危	する防護措置(隔離飼育装置の設	☐ Yes ☐ No	
害	置、マスク、グローブ、ゴーグル	I NO	
等	等の着用等)を採っているか?		
0	動物の数及び状態の確認のため、	_	
防	日常的な管理、点検、巡回等を実	☐ Yes	
止	施しているか?	□ No	
	動物による危害防止に必要な情報		
	(動物の取り扱いや実験に伴う病	☐ Yes	
	原体や有害化学物質等に関する情	□ No	
	報)の保有が共有されているか?	□ 該当せず	
			1

	実験に無関係な者の立入制限をし	□ Yes	
	ているか?	□ No	
	有毒動物(毒ヘビ等)を飼養保管		
	する場合、抗毒素血清等の救急医	☐ Yes	
	薬品の準備はあるか? また、医	□ No □ 該当せず	
	師による救急措置が行えるか?		
	動物の逸走に備えた捕獲器具は備	☐ Yes	
	えられているか?	□ No	
	人に危害を及ぼすおそれや環境保		連絡先:
	全上の問題のある実験動物(特定	□ Yes	
	動物、特定外来生物、遺伝子組換	□ No	
	え動物等)が施設外へ逸走した場	□ 該当せず	
	合の連絡先は明確か?		
	地震や火災発生時の緊急対応措置	☐ Yes	
	の計画が整備されているか?	□ No	
	人と動物の共通感染症に関する知		
	識の習得、情報の収集はされてい	□ Yes □ No	
	るか?	□ NO	
	人と動物の共通感染症が発生した	☐ Yes	連絡先:
	場合の学内連絡先は明確か?	□ No	
	実験動物の入手先、飼育履歴、病	;	
記	歴等に関する記録台帳等が整備さ	□ Yes □ No	
録	れているか?		
<b>郵</b>	人に危害を及ぼすおそれのある実		個体識別法:
理	験動物(特定動物、危険な特定外	☐ Yes	
垤	来生物等)には、個体識別措置が	<ul><li>□ No</li><li>□ 該当せず</li></ul>	
	講じられているか?		
輸	動物の輸送に際し、動物の健康及		
判送	び安全、人への危害防止の点で問	□ Yes □ No	
达	題は生じていないか?		

点検結果で、Noのチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること 備考欄の具体的事項も記入すること

点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと